4　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成三十一年九月三十日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　新規則別表第一の書式　同表の表中

同上の4.4％又は10.3％相当額	21

とあるのは

同上の4.4％相当額	21

と、

同上の4.4％又は10.3％相当額	23

とあるのは

同上の4.4％相当額	23

とする。

二　新規則別表二の書式　同表の表中

地方法人税額 ⑹×(4.4％又は10.3％)－(((法人税申告書別表六(五の二)「5の③」)＋(法人税申告書別表十七(三の十二)「1」)－⑹)と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)

とあるのは

地方法人税額 ⑹×4.4％－(((法人税申告書別表六(五の二)「5の③」)＋(法人税申告書別表十七(三の十二)「1」)－⑹)と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)

と、

地方法人税額 ⑭×(4.4％又は10.3％)－(((法人税申告書別表六の二(二の二)「5の③」)＋(法人税申告書別表十七(三の十二)「5」)－⑭)と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)

とあるのは

地方法人税額 ⑭×4.4％－(((法人税申告書別表六の二(二の二)「5の③」)＋(法人税申告書別表十七(三の十二)「5」)－⑭)と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)

と、

恒久的施設帰 ㉕×(4.4％又は10.3％)－(((法人)－㉕)と0のうち多い金額) (マイナス

属地方法人税額 税申告書別表六(五の二)「5の③」 の場合は0)

とあるのは

恒久的施設帰属地方法人税額 ㉕×4.4％－(((法人税申告書別表六(五の二)「5の③」)－㉕)と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)

とする。

5　施行日から平成三十一年十二月三十一日までの間における新規則別表二付表の書式の適用については、同表の表中

地方法人税の額から控除する金額 ((法人税申告書別表十七(三の十二)「8」)と((別表一「6」)－⑾)のうち少ない金額)

とあるのは、

地方法人税の額から控除する金額 (別表一「7」)

とする。